

## 介護老人保健施設まお 入所利用約款

### (約款の目的)

第1条 介護老人保健施設まお（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された入所者（以下単に「入所者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、入所者及び入所者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

### (適用期間)

第2条 本約款は、入所者が介護老人保健施設まお入所利用同意書を当施設に提出したのち効力を有します。但し、入所者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われ  
ない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができる  
ものとします。

### (身元引受人)

第3条 入所者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、入所者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、入所者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 入所者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は入所者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、入所者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

### (入所者からの解除)

第4条 入所者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、入所者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、入所者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 入所者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
  - ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
  - ③ 入所者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
  - ④ 入所者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、相当期間定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
  - ⑤ 入所者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
  - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、入所者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
  - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 入所者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 入所者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び入所者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、入所者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、入所者、身元引受人又は入所者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。入所者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いのうえ、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、入所者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、入所者、身元引受人又は入所者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、入所者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、入所者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、入所者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示

した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、入所者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、入所者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、入所者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

#### (身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

#### (秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た入所者、身元引受人又は入所者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

#### (緊急時の対応)

第10条 当施設は、入所者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、入所者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に入所者の心身の状態が急変した場合、当施設は、入所者、身元引受人又は入所者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

#### (事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、入所者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は入所者の身元引受人又は入所者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

4 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行なう。

(要望又は苦情等の申出)

第 12 条 入所者、身元引受人又は入所者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービス  
に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。

(賠償責任)

第 13 条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、入所者  
が損害を被った場合、当施設は、入所者に対して、損害を賠償するものとします。

2 入所者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、入所者及び身元  
引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところに  
より、入所者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

## <別紙1> 重要事項説明書1

介護老人保健施設まおのご案内  
(令和6年9月1日現在)

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設 まお
・開設年月日	平成14年 1月1日
・所在地	竹原市下野町3126番地の1
・電話番号	0846 - 22 - 3007
・管理者名	安田 克樹
・介護保険指定番号	介護老人保健施設(3450780030号)

#### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

当施設は、要介護状態と認定された入所者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供することを目的とする。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設まおの運営方針]

- 1 当施設では入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の支援を行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 当施設では、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び市町村と綿密な連携をはかり、入所者が地域において統合的にサービスを受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視したサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うとともに入所者の同意を得て実施するように努める。
- 6 入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た入所者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入所者又は身元引受人の了解を得ることとする。
- 7 公共性、公益性を踏まえ、入所者や家族に安心感、満足感を提供できる環境の確保と向上に努める。

#### (3) 施設の職員体制

医師・・・2名

入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行う。

薬剤師・・・1名

入所者に対して薬剤の適正使用を管理し、日常的な薬剤対応を行う。

- 看護職員・・・10名  
主に入所者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行う。
- 介護職員・・・21名  
入所者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行う。
- 支援相談員・・・2名  
入所者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行う。
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士・・・4名  
入所者のリハビリを担当する。
- 管理栄養士・・・2名  
入所者の食事管理を行う。
- 介護支援専門員・・・1名  
入所者の施設サービス原案を立てるとともに、要介護認定及び更新の申請手続きを行う。

事務職員・・・2名

- (4) 入所定員等
- |      |   |     |
|------|---|-----|
| ・定員  | 72名   |     |
| ・療養室 | 個室 (12.62 m <sup>2</sup> ～15.40 m <sup>2</sup> )  | 14室 |
|      | 3人室 (42.63 m <sup>2</sup> )                       | 2室  |
|      | 4人室 (42.85 m <sup>2</sup> ～46.80 m <sup>2</sup> ) | 13室 |
- (5) 通所定員
- |     |     |
|-----|-----|
| ・定員 | 60名 |
|-----|-----|

## 2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）  
朝食 7時30分～8時30分  
昼食 12時00分～13時00分  
夕食 18時00分～19時00分
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する入所者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、入所者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 入所者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（原則月2回実施します。）
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ その他  
\*これらのサービスのなかには、入所者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
  - ・名 称 安田病院
  - ・住 所 竹原市下野町 3 1 3 6 番地
- ・協力歯科医療機関
  - ・名 称 高橋歯科医院
  - ・住 所 竹原市中央 3-16-36
  - ・名 称 安田歯科医院
  - ・住 所 竹原市下野町 3245-12
  - ・名 称 ささき歯科クリニック
  - ・住 所 東広島市河内町中河内 655-1

#### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

#### 4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に施設は入所者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会は午前7時から午後8時までの間とし、特に事情がある場合はこの限りでない。
- ・消灯時間は午後9時とする。
- ・施設管理者、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。
- ・外出又は外泊をしようとするときは、所定の手続きをとって外出外泊先、用件、施設への帰着する予定日時などを施設管理者に届けなければならない。
- ・外来者と面会しようとするときは、施設に届け出なければならない。
- ・健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別の理由がないかぎり、努めて受診しなければならない。
- ・施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため施設に協力しなければならない。
- ・身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに施設管理者又は看護師長に届け出なければならない。
- ・施設内で次に掲げる行為をしてはならない。
  - ①宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと
  - ②喧嘩もしくは口論をなし、泥酔し又は楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他の入所者に迷惑を及ぼすこと。ただし、テレビ、ラジオ等の視聴時間については別に定める。
  - ③指定した場所以外で火気を用い、又は就寝し若しくは寝具の上で喫煙すること。施設指定の場所以外での喫煙。
  - ④故意に施設若しくは物品に障害を与え又はこれらを施設外に持ち出すこと。
  - ⑤金銭又は物品によって賭け事をする事。
  - ⑥施設内の秩序、風紀を乱し又は安全衛生を害すること。
  - ⑦無断で備品の位置、又は形状を変えること。
  - ⑧ペットを持ち込むこと。
  - ⑨営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動を行い又は斡旋すること。

## 5. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防水管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、防火管理者講習修了者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上  
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ② 入所者を含めた総合避難訓練 年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

## 6. 要望及び苦情等の相談

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口

利用者相談苦情係 0846-22-3007

#### ○受付時間 毎週月曜日～土曜日（木・日・祝日除く）

8:30～17:30

#### ○担当者 支援相談員 浅井俊宏・咲野太志

### (2) 行政機関その他苦情受付機関（主な行政機関）

竹原市役所 地域支えあい推進課	所在地 竹原市中央5丁目1番35号 電話番号 0846-22-7743 FAX 0846-22-8579
広島県国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 FAX 082-511-9126
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12番2号 電話番号 082-254-3411 FAX 082-256-2228
東広島市役所 介護保険課	所在地 東広島市西条町栄町8-29 電話番号 082-420-0937 FAX 082-422-6851

## 7. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

## <別紙2> 重要事項説明書2

### 介護保健施設サービスについて (令和6年9月1日現在)

#### 1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

#### 2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・入所者の後見人、入所者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご入所者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に入所者の立場に立って運営しています。

#### 3. 利用料金

##### (1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの1割負担のご入所者の自己負担分です。）

従来型個室		多床室	
・要介護1	788円	・要介護1	871円
・要介護2	863円	・要介護2	947円
・要介護3	928円	・要介護3	1,014円
・要介護4	985円	・要介護4	1,072円
・要介護5	1,040円	・要介護5	1,125円

\*ただし、入所後30日間に限って、上記施設利用料に加え初期加算が算定されます。

\*外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて362円、在宅サービスを提供した場合は上記施設利用料に代えて800円となります。

\*入退所時指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

・入所前後訪問指導加算 (I)	450円
(II)	480円
・試行的退所時指導加算	400円
・退所時情報提供加算 (I)	500円
(II)	250円
・入退所前連携加算 (I)	600円
(II)	400円
・訪問看護指示加算	300円
*安全対策体制加算	20円
*サービス提供体制強化加算 (I)	22円
*夜勤職員配置加算	24円

*在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51円
*リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	53円
（Ⅱ）	33円
*短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	258円
（Ⅱ）	200円
*認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）	240円
（Ⅱ）	120円
*栄養マネジメント強化加算	11円
*再入所時栄養連携加算	200円
*療養食加算（1食につき）	6円
*退所時栄養情報連携加算	70円
*再入所時栄養連携加算	200円
*経口移行加算	28円
*経口維持加算（Ⅰ）	400円
（Ⅱ）	100円
*口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90円
（Ⅱ）	110円
*ターミナルケア加算	
（1）死亡日以前31日以上45日以下	72円
（2）死亡日以前4日以上30日以下	160円
（3）死亡日以前2日又は3日	910円
（4）死亡日	1,900円
*認知症ケア加算	76円
*若年性認知症利用者受入加算	120円
*認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円
*認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150円
（Ⅱ）	120円
*かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	140円
（Ⅰ）ロ	70円
（Ⅱ）	240円
（Ⅲ）	100円
*協力医療機関連携加算	100円
*褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3円
（Ⅱ）	13円
*排せつ支援加算（Ⅰ）	10円
（Ⅱ）	15円
（Ⅲ）	20円
*自立支援促進加算	300円
*科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40円
（Ⅱ）	60円
*緊急時施設療養費	518円
*所定疾患施設療養費（Ⅰ）	239円
（Ⅱ）	480円
*高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10円
（Ⅱ）	5円
*新興感染症等施設療養費	240円

*生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	100円
(Ⅱ)	10円
*介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	基本サービス費に各種加算を加えた単位数の0.54%

(2) その他の料金

- ① 食費 (1日当たり) 1,990円  
(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)
- ② 居住費 (療養室の利用費) (1日当たり)  
・従来型個室 1,750円 ・多床室 830円  
(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)
- \* 上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階 (第1段階から3段階まで) の入所者の自己負担額については、別途資料 (利用者負担説明書) をご覧ください。
- \* 入所者が入院・外泊期間中において居室が当該入所者のために確保されている場合は引き続き居住費をお支払いいただきます。
- ③ 特別な室料 (1日当たり)  
・個室 210円 (307・308・310・407)
- ④ 理美容代 実費
- ⑤ 送迎費用  
竹原市、東広島市安芸津町三津向組 (14km以内)、東広島市河内町入野大仙 (14km以内) 以外の地域への送迎は、その区域を越えた地点から1kmあたり20円及び高速代金・フェリー代金を負担していただきます。
- ⑥ その他 (入所者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、電気料金等) は、別途資料 (利用料金表) をご覧ください。

(3) 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、以下の方法があります。入所契約時にお選びください。  
(銀行振込み・口座振替の場合、手数料は利用者の負担になります。)

- ①現金支払い  
・まお事務所にてお支払い
- ②下記 指定口座への振込み (振り込み手数料は入所者の負担となります。)  
・広島銀行 竹原支店 (普通) 1054958  
《名義》 医療法人社団仁慈会 安田病院  
理事長 安田 克樹
- ③口座振替サービス (手数料100円/1回は入所者の負担となります。)  
・入所者が指定する口座からの自動引き落としです。まお事務所に預金口座振替依頼書があります。  
・引き落とし日は、毎月4日 (金融機関休業日の場合は翌営業日) となります。

<別紙3> 重要事項説明書3

## 個人情報の利用目的

(令和6年9月1日現在)

介護老人保健施設まおでは、入所者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【入所者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が入所者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該入所者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が入所者等に提供する介護サービスのうち
  - －入所者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －入所者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

## 「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得等の状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階②の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階①・第3段階②に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階①・第3段階②にある次のような方です。
  - 【利用者負担第1段階】  
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
  - 【利用者負担第2段階】  
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ公的年金等収入額と合計所得年金額が80万円以下の方（資産合計額が単身650万円、夫婦1650万円以下）
  - 【利用者負担第3段階①】  
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ公的年金等収入額と合計所得年金額が80万円超120万円以下の方（資産合計額が単身550万円、夫婦1550万円以下）
  - 【利用者負担第3段階②】  
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ公的年金等収入額と合計所得年金額が120万円超の方（資産合計額が単身500万円、夫婦1500万円以下）
- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）

	食費(入所)	食費(短期入所)	従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	300円	300円	550円	0円
利用者負担第2段階	390円	600円	550円	430円
利用者負担第3段階①	650円	1000円	1370円	430円
利用者負担第3段階②	1360円	1300円	1370円	430円

## 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所・施設名	医療法人社団仁慈会 介護老人保健施設 まお
サービス種類	入所療養介護

### 措 置 の 概 要

#### 1. 入所者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

- (1) (連絡先) 広島県竹原市下野町 3126 番地の 1 TEL0846-22-3007  
 医療法人社団仁慈会 介護老人保健施設まお FAX0846-22-3060  
 (担当者) 浅井 俊宏 ・ 咲野 太志 (支援相談員)

#### (2) 行政機関その他の苦情受付機関

竹原市役所 福祉保健課	所在地 竹原市中央5丁目1番35号 電話番号 0846-22-7743 F A X 0846-23-0140
広島県国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-544-0783 F A X 082-511-9126
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12番2号 電話番号 082-254-3411 F A X 082-256-2228
東広島市役所 介護保険課	所在地 東広島市西条町栄町8-29 電話番号 082-420-0937 F A X 082-422-6851

#### 1. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- (1) 自ら提供した介護老人保健施設に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口を設置する。
- (2) 自ら提供した介護老人保健施設に関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- (3) 自ら提供した介護老人保健施設に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

# 介護老人保健施設まお 入所利用同意書

令和 年 月 日

介護老人保健施設まおを入所利用するにあたり、介護老人保健施設まお入所利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

〈入所者〉

住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

代筆の場合のみ記入（代筆者）

氏 名 \_\_\_\_\_ 印(続柄 \_\_\_\_\_)

〈入所者の身元引受人〉

住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印(続柄 \_\_\_\_\_)

連絡先 \_\_\_\_\_

〈入所者の身元引受人〉

住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印(続柄 \_\_\_\_\_)

連絡先 \_\_\_\_\_

介護老人保健施設まお  
管理者 安田 克樹 殿

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄 _____)
・住 所	
・電話番号	

介護老人保健施設まおを入所利用するにあたり、介護老人保健施設まお入所利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3の説明を行ないました。

説明日 令和 年 月 日 説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_